

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原告 原告番号1の1 ほか

被告 国 ほか8名

### 第11準備書面

平成30年11月30日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

佐藤 真梨子 

筒井 督雄 

吉野 弘子 

小野寺 幸男 

板橋 三智代 

大江 啓一 

齋藤 功 

泉 利夫 

古山 繁樹 

野崎佳之 

酒井直仁 

石澤広隆 

安斎守 

被告国は、本準備書面において、原告らの平成30年4月13日付け準備書面(50)(以下「原告ら準備書面(50)」という。), 同年7月9日付け準備書面(55)(以下「原告ら準備書面(55)」という。)及び同日付け準備書面(56)(以下「原告ら準備書面(56)」という。)における求釈明(後記第1)に対し、必要と認める範囲で回答する(後記第2)。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 求釈明事項

原告らは、被告国に対し、要旨、次の1ないし3の各事項につき釈明を求めている(以下、各求釈明ごとに「求釈明事項1(1)」のように表記する。)

### 1 原告ら準備書面(50)について

原告ら準備書面(38)における求釈明事項に対する被告国の平成30年1月12日付け第7準備書面(以下「被告国第7準備書面」という。)における回答に対して、更に、

- (1) 原災法における原子力緊急事態宣言に関する定め等に関する「なお、原災マニュアルにおいて、原災法15条2項が定める原子力緊急事態宣言(すなわち、『原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示』)は、記者会見を通じて公表するものとされていた(乙A第8号証19ページ)。(被告国第7準備書面第2の2・3ページ)との被告国の回答の趣旨を明らかにすること(原告ら準備書面(50)1(1))
- (2) 「緊急事態宣言の(中略)当初の発出時の『公示書』」を証拠として提出すること(原告ら準備書面(50)1(2))
- (3) 平成23年3月11日午後7時3分の「原子力緊急事態宣言において、緊急事態応急対策実施区域は、『福島県と関係市町村』とされた(乙A第22号証8ページ)。(被告国第7準備書面第2の3(1)・4ページ)との被告国の回答のうち「関係市町村」を明らかにすること(原告ら準備書面(50)1(3))

ア)及びこれに関する文書の提出(同書面1(3)イ)

- (4) 「平成23年3月11日午後9時23分」に緊急事態応急対策実施区域を「福島第一発電所から半径10キロメートル圏内」(乙A第23号証)に変更したことは、同区域の拡大又は縮小のいずれに当たるのかを説明すること(原告ら準備書面(50)2(2))

## 2 原告ら準備書面(55)について

- (1) 「1 放射線管理区域規制の趣旨について」(原告ら準備書面(55)第5の1・11、12ページ)について

「放射線管理区域は、平時の場合において、強力な放射線源が存在する場所を厳格に管理することで放射線業務従事者の年間線量限度である50mSvを超えないように定められたものであり、国際放射線防護委員会(以下『ICRP』という。)の勧告における非常事態収束後の参考レベルである『1~20mSv/年』とは観点を異にするものであるから、これらを単純に比較することは適切ではない。」(平成26年(行ウ)第8号事件答弁書〔以下、本書面においては、同事件答弁書を「答弁書」と表記する。〕第2の3(3)ウ(イ)a・19、20ページ)との被告国の主張に関し、

ア 「原告らは、日本の国法上、満18歳に満たない者は、放射線管理区域に立ち入ることは禁止されていると解しているが、この点について被告国の見解を明らかに」すること(原告ら準備書面(55)第5の1(2)ア・12ページ)

イ 「原告らは、外部放射線に係る線量が3か月間につき1.3mSvを超えるおそれのある場所を放射線管理区域として、原則として、放射線業務従事者以外の立ち入りを許さず、立ち入る者に対しては厳重な被ばく管理を義務付けている目的は、放射線障害を可能な限り防止することにあると解しているが、この点について被告国の見解を明らかに」すること(原告ら準備書面(55)第5の1(2)イ・12ページ)

ウ 「原告らは、放射線管理区域に関連する上記法令が、満18歳に満たない者が放射線管理区域に立ち入ることを禁止しているのに、行政が、その4倍近い空間線量下の学校で授業を実施することは、少なくとも放射線管理区域に関連する上記法令の趣旨に違反すると解しているが、この点について、被告国の見解を明らかにすること(原告ら準備書面(55)第5の1(2)ウ・12ページ)

(2) 「2 20mSv通知の趣旨について」(原告ら準備書面(55)第5の2・12、13ページ)について

『6歳の小学校1年生であってもがそういう環境に身体を晒してもいいという20mSv通知』との部分は争う(答弁書第2の3(3)ウ(イ)b・20ページ)と認否した趣旨を明らかにすること(原告ら準備書面(55)第5の2(2)・13ページ)

(3) 「3 低線量被ばく、内部被ばくの危険性について」(原告ら準備書面(55)第5の3・13ページ)について

本件平成28年(行ウ)第2号事件「訴状」(ただし、原告らの平成28年5月31日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの。以下、本書面においては、同事件訴状を「訴状」と表記する。)の「第2章 請求の原因」の「第2節 県内子ども原告らの被告福島市に対する請求について」の「第2 低線量被ばく、内部被ばくの危険性」ないし「第4 チェルノブイリ原発事故からの教訓」につき、認否すること

3 原告ら準備書面(56)について

「関係道府県のSPEEDIシステムの担当者との打合せ(平成22年6月30日)」(乙C第38号証5ページ)の内容を明らかにし、関係証拠を提出すること(原告ら準備書面(56)第3の1・6、7ページ)

## 第2 求釈明事項に対する回答

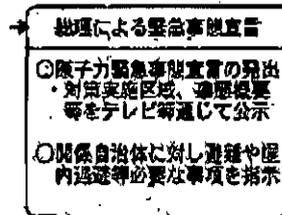
## 1 求釈明事項 1 (1)について

被告国は、平成23年3月11日午後7時45分頃に行われた内閣官房長官による記者会見を通じた公表が、原子力緊急事態宣言の「公示」に含まれるとの整理を前提に、被告国第7準備書面第2(2ないし6ページ)のとおり回答したものであるが、かかる記者会見を通じた公表による「公示」は、以下に述べるとおり、テレビ、ラジオなど様々なメディアを用いた伝達方法による公示の一方法として、元々、想定されていたものであって、原告らの求釈明は、原災法による「公示」の手続きについて、特定の方法のみが許容されているという独自の見解に基づいてされたものである。

すなわち、原告らは、原災マニュアルに「原子力緊急事態宣言の発出」の「②原子力緊急事態宣言の発出及び地方公共団体への指示の手続き」として「原子力緊急事態に係る公示の手続きをとる。」(乙A第8号証19ページ)と記載されていることを捉えて、「公表」と「公示」とが「別な概念であることが明らかである。」として本求釈明を行っていることから、別途、「公示」のために特定の手続きが存在しているかの前提で理解しているようであるが、原災法15条2項の逐条解説(乙A第29号証105ないし106ページ)に、「原子力緊急事態宣言は、原子力緊急事態が発生した旨、緊急事態応急対策実施区域、原子力緊急事態の概要及び緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対して周知させるべき事項をそれぞれ公示するものである。原子力緊急事態宣言に関する公示の具体的手段については、法律上規定していないが、迅速性が要求されることにかんがみ、内閣総理大臣等がテレビ、ラジオ等を通じて発表するなど、直接国民に対して迅速に事態を伝えることが可能な手段により行うこととなる。(傍点は引用者による。)」と解説され、「公表」と「公示」を異なる概念として整理せず、公示の一方法として記者会見等による発表(公表)が想定されているものである。また、原災マニュアルにおいても、下図のとおり、「○原子力緊急事態宣言の発出・対策実施区域、事態概要等をテレビ等通じて公示」

とされ、公表と公示を別の概念として取り扱っているとの原告らの解釈は前提の理解に誤りがある(乙A第8号証1ページ)。

(図)



そして、前記のとおり、公示については、前記逐条解説に、「内閣総理大臣等が、テレビ、ラジオ等を通じて発表するなど」(乙A第29号証106ページ・傍点は被告国による。)とされていることから、「公示」は、単一の日時における単一の主体による単一の行為をもって行わなければならないものではなく、ある程度の時間的な幅をもち、複数の主体により行われる複数の行為をもって完遂したとしても違法不当のそしりを受けるいわれはないものである。

## 2 求釈明事項1(2)について

前記1のとおり、「公示書」なるものが必要であるとする原告らの理解には前提に誤りがあるから、釈明の必要を認めない。

原告らが、被告国に、平成23年3月11日時点において、原子力緊急事態宣言の当初の発出時の「公示書」を作成する法的職務義務があったとの理解に基づいて、求釈明事項1(2)につき明らかにするよう求めるのであれば、その法的根拠を明示されたい。

## 3 求釈明事項1(3)について

「福島県及び関係市町村」とは、「福島県全体」を含む趣旨であることは明らかであるから、本訴訟において「関係市町村」の内容をこれ以上に特定する必要はないし、そもそも、被告国は、原子力緊急事態宣言の当初発出時に避難指示等の具体的な緊急事態応急対策を何ら実施させていないのであるから、これを特定する意味もない。

したがって、釈明の要を認めない。

#### 4 求釈明事項1(4)について

緊急事態応急対策実施区域は、平成23年3月11日午後9時23分、当初発出時の「福島県及び関係市町村」から「福島第一発電所から半径10キロメートル圏内」に縮小されたものである。

#### 5 求釈明事項2(1)について

求釈明事項2(1)は、「児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法」(請求原因③)に係るものとも解されるところ、被告国第2準備書面第5の2(38ないし40ページ)で述べたとおり、そもそも4月19日通知による指導・助言は法的拘束力を持たない非権力的な関与にすぎず、何らの強制力も有しないから、同通知により「高線量での義務教育を強要した」との請求原因③に係る原告らの主張は失当である。

また、原告らは、「原告らの主張の趣旨は、法令(中略)が放射線管理区域(中略)には原則として放射線業務従事者しか立ち入ることを許しておらず、立ち入る者には厳重な被ばく管理を義務付けている趣旨は、放射線業務従事者でない一般公衆の放射線障害を防止することが目的であるから、放射線管理区域の基準の4倍近い空間線量が記録される場所で学校教育を実施することは、法律の精神に違反して許されない、との趣旨である。」(原告ら準備書面(55)第5の1(2)・11, 12ページ)と主張した上で、求釈明事項2(1)に関する釈明を求めている。しかしながら、原告らが指摘する法令を含めた炉規法等における線量限度あるいは放射線管理区域は、いずれも「防護の最適化の原則」\*1に

---

\*1 「防護の最適化の原則」とは、「被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである」という原則である(丙B第3号証50ページ(203))。

基ついて定められた計画被ばく状況における事業者に対する義務を定めた放射線防護の基準である(被告国第2準備書面第3の2・30ないし33ページ)のに対し、同通知は、2007年勧告の現存被ばく状況における参考レベル及びICRPが2011(平成23)年3月21日に発出した声明(乙A第4号証)を踏まえ、できる限り児童生徒の受ける線量を減らしていくための出発点として、夏期休業終了までの期間を対象とした暫定的な目安として、「1年間当たり1～20ミリシーベルト」を示したものであって、通年にわたって用いられることを予定していたものではなく(現に、平成23年8月26日には、児童生徒等の受ける線量をさらに低減するための新たな通知が発出されている。)、年間20ミリシーベルトまで放射線を受けてもよいというような基準でもない(同書面第5・38ないし45ページ)。それゆえ、原告らの指摘する基準と同通知とは性格を異にするものであるから、これらを単純に比較することは不適切である。

したがって、求釈明事項2(1)については、いずれも回答の要を認めない。

## 6 求釈明事項2(2)について

原告らは、被告国が4月19日通知について、「6歳の小学校1年生であってもがそういう環境に身体を晒してもいいという20mSv通知」と評されることについて「争う」と認否した趣旨について釈明を求めているが、その趣旨は以下のとおりである。

すなわち、4月19日通知は「児童生徒等の受ける線量を考慮する上で、16時間の屋内(木造)、8時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、20mSv/年に到達する空間線量率は、屋外3.8 $\mu$ Sv/時間、屋内(木造)1.52 $\mu$ Sv/時間である。したがって、これを下回る学校では、児童生徒等が平常どおりの活動によって受ける線量が20mSv/年を超えることはないと考えられる。さらに、学校での生活は校舎・園舎内で過ごす割合が相当を占めるため、学校の校庭・園庭において3.8 $\mu$ Sv/時間以上を示した場合にお

いても、校舎・園舎内での活動を中心とする生活を確保することなどにより、児童生徒等の受ける線量が $20\text{ mSv}/\text{年}$ を超えることはないと考えられる。」(乙C第3号証3枚目)として発出された経緯からも明らかなように、「校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安となる $3.8\ \mu\text{ Sv}/\text{h}$ という数値は、児童生徒等の生活パターンを十分に安全側に立って仮定し、今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくための出発点として算出したもの」であり、「年間 $20\text{ mSv}$ まで放射線を受けてよいという基準ではない。」(乙C第5号証41ページ)ことから上記認否をしたものである。

## 7 求釈明事項2(3)について

### (1) はじめに

原告らが認否を求める部分については、被告国に対する請求原因や損害との関連性が必ずしも判然としないが、事案に鑑み、必要な範囲で認否しておくこととする。

### (2) 訴状「第2 低線量被ばく、内部被ばくの危険性」(訴状8ないし21ページ)について

#### ア 「1 法令の規制」について

##### (7) 「(1) 一般公衆の被爆限度」(訴状8, 9ページ)について

###### a 「ア」について

認める。

###### b 「イ」について

第1文は認める。

第2文は、いわゆる低線量被ばくに関する健康影響の可能性が科学的に否定できないことは認めるが、原告らの主張が、年1ミリシーベルトの被ばく線量を基準として健康被害の可能性の有無が異なるという趣旨であればいずれも否認ないし争う。原告らの指摘する法令における線量限度は、「防護の最適化の原則」に基づいて定められた計画

被ばく状況における放射線防護の基準であって、安全と危険の境界を示す線量ではない(被告国第2準備書面第3の2・30ないし33ページ)。

(4) 「(2) 放射線管理区域」(訴状9ページ)について

a 「ア」について

電離放射線障害防止規則56条に係る部分を除き、いずれも認める。なお、同規則56条に係る記載のうち、「管理区域に立ち入る労働者」とあるのは「放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るもの」が、「6か月ごとに1回」とあるのは「6月以内ごとに1回」が、それぞれ正しい。

b 「イ」について

いわゆる低線量被ばくに関する健康影響の可能性が科学的に否定できないことは認めるが、原告らの主張が、年5.2ミリシーベルトの被ばく線量を基準として健康被害の可能性の有無が異なるという趣旨であればいずれも否認ないし争う。原告らの指摘する法令における線量限度は、「防護の最適化の原則」に基づいて定められた計画被ばく状況における放射線防護の基準であって、安全と危険の境界を示す線量ではない(被告国第2準備書面第3の2・30ないし33ページ)。

(4) 「(3) 放射線業務従事者の被ばく限度」(訴状9ページ)について

a 「ア」について

不正確であるため、否認する。「5年間につき100ミリシーベルトを超えず、1年間につき50ミリシーベルトを超えないように」とあるのは、「5年間につき100ミリシーベルトを超えず、かつ、1年間につき50ミリシーベルトを超えないように」が正しい。

b 「イ」について

第1文及び第2文は、原告らの意見又は評価にわたるものであり、

いずれも認否の限りでない。なお、原告らの指摘する法令における線量限度は、「防護の最適化の原則」に基づいて定められた計画被ばく状況における放射線防護の基準であり、放射線被ばくによる健康影響の有無に係る安全と危険の境界を示すものではない(被告国第2準備書面第3の2・30ないし33ページ)。

第3文は、否認する。職業被ばくにおける緊急時における被ばく線量限度について、電離放射線障害防止規則7条は、「事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業(中略)を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる」と規定しており、「1年間に50ミリシーベルトとの定めは、緊急事態が生じた場合に備える趣旨」ではない。また、電離放射線障害防止規則4条に定める職業被ばくにおける年間の線量限度は、1年間につき50ミリシーベルトであり、原告らの主張する「原則的には、その上限は(中略)年20ミリシーベルト」ではない。

(E) 「(4) クリアランスレベル」(訴状9ないし11ページ)について

- a 「ア」ないし「ウ」について  
いずれも認める。
- b 「エ」について

原告らの主張する計算式が甲A第51号証に記載されていることは認めるが、「クリアランスレベルを超える資材等に取り囲まれて生活するのと同じ」との主張が、原告らの試算により算出されたクリアランスレベルを超える土壌環境下で生活すれば、放射線被ばくによる具

体的な健康影響が生じることにつき、科学的裏付けがあるとの趣旨であれば、否認ないし争う。原告らの主張するクリアランスレベルは、運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリート、金属等の再利用を図るために、一定の基準を超えない物質は放射性物質として扱う必要がないものとして定められた基準(甲A第49号証)であり、放射線被ばくの健康影響の有無に係る安全と危険の境界を示すものではないのは当然のこと、そのレベルは自然界から受ける年間の被ばく線量の1/100以下とされていることから、放射線防護の規制の対象外とされているものである。

c 「オ」について

否認ないし争う。

その理由は、上記bに述べたところと同様である。

(オ) 「(5) チェルノブイリ法による『被告(マ)汚染地域』(訴状11、12ページ)について

a 「ア」及び「イ」について

チェルノブイリ原子力発電所事故による放射線被ばくと福島第一発電所事故による放射線被ばくとは、放射性物質の飛散状況や放射線被ばくの態様等が明らかに異なるため、チェルノブイリ原子力発電所事故を原因として環境中に飛散した放射性物質による被ばくに対して実施された防護措置を根拠にして本件で実施されるべきであった防護措置を決めることはできないし、そもそもチェルノブイリ原子力発電所事故後の避難措置等は過度に厳しいもので、強制的な移住により、精神的なストレスを引き起こすケースが多かったと国際的に評価されている(乙A第30号証9ページ)のであるから、「チェルノブイリ法」に基づく土壤汚染濃度の基準に準拠して我が国の福島第一発電所事故後の防護措置の適否を論じることはむしろ不適切であるから、認否の

要を認めない。

b 「ウ」について

第1文及び第2文は、「別紙(1)」「別紙(2)」の添付がないため、いずれも認否することができない。第3文は、原告らの意見又は評価にわたるものであり、認否の限りでない。

なお、チェルノブイリ原子力発電所事故による放射線被ばくと福島第一発電所事故による放射線被ばくとは、放射性物質の飛散状況や放射線被ばくの態様等が明らかに異なるものであって、チェルノブイリ原子力発電所事故による放射線被ばくと本件とを比較することに合理性はない。

(カ) 「(6) 小括」(訴状12ページ)について

いわゆる低線量被ばくに関する健康影響の可能性が科学的に否定できないことは認めるが、原告らの主張が、年1ミリシーベルトの被ばく線量を基準として健康被害の可能性の有無が異なるという趣旨であればいずれも否認ないし争う。

原告らの指摘する法令における線量限度は、「防護の最適化の原則」に基づいて定められた計画被ばく状況における放射線防護の基準であって、安全と危険の境界を示す線量ではない(被告国第2準備書面第3の2・30ないし33ページ)。

イ 「2 我が国の行政や東電における取扱い」(訴状12ないし14ページ)について

(ア) 「(1) 労災認定」(訴状12, 13ページ)について

電離放射線による疾病認定基準が原告らの指摘する内容となっていることは認めるが、年間5ミリシーベルトの被ばく線量を基準として白血病に罹患するおそれの有無が異なるという趣旨であれば否認ないし争う。なお、電離放射線被ばくによる白血病の労災認定基準は、年間5ミ

リシーベルト以上の放射線被ばくをすれば白血病を発症するといった科学的知見あるいは医学経験則に依拠したものではない(乙A第31号証)から、労災認定されたことをもって、科学的に放射線被ばくと健康影響の因果関係が証明されたことにはならない。

(イ) 「(2) 被爆者認定」(訴状13ページ)について

以下では、平成25年12月16日に改正された原爆症認定における「新しい審査の方針」(以下「現行新しい審査の方針」という。)を前提に認否する。

a アについて

いずれも認める。

b イについて

原爆放射線の線量について指摘した趣旨と解した上で認める。

c ウについて

現行新しい審査の方針が、低線量被ばくであっても健康影響が存することの科学的裏付けであるという前提で主張しているのであれば、否認ないし争う。現行新しい審査の方針は、被爆者救済及び審査の迅速化という観点から、放射線起因性が認められる範囲に、科学的に明らかになっていない放射線被ばくによる健康影響をも取り込んだものである(乙A第32号証)。

なお、広島原爆投下における放射線被ばくと福島第一発電所事故における被ばくとは、放射性物質の飛散状況や放射線被ばくの継続時間・回数・態様等が明らかに異なる上、一回的な放射線被ばくと発病した特定の疾病との間の因果関係(放射線起因性)が争点となる原爆症の認定と、具体的な健康被害が主張されていない本件とは事案を全く異にするものであって、両者を比較することに合理性はない。

(ウ) 「(3) JCO事故における取扱い」(訴状13, 14ページ)について

a 「ア」及び「イ」について

いずれも認める。

b 「ウ」について

原告らの主張が、年1ミリシーベルトの被ばく線量を基準として健康被害の可能性の有無が異なるという趣旨であれば否認ないし争う。茨城県におけるJCO臨界事故に関する周辺住民等の健康診断は、同事故により周辺住民が受けたと想定される放射線量では被ばくによる健康影響は考えられないが、住民の健康不安に対処することを目的に実施されたものである(乙A第33号証)。

(イ) 「(4) 東電の作業マニュアル」(訴状14ページ)について

a 「ア」について

不知。なお、甲B第28号証の1は、吉田邦博作成に係るものであり、東電作成の文書ではない。

b 「イ」について

第1文及び第2文につき、甲B第28号証の2の、第3文につき、甲B第28号証の3の各証拠説明をした趣旨と解した上で、いずれも認める。

第4文については、放射線被ばくによる健康影響は、身体が放射線に被ばくしなければ生じ得ないものであるから、放射線による健康影響を判断するに当たっては、特定の場所における空間線量をその場所において人が被ばくすることがある放射線量を示すものとして考慮するのが合理的であり、特定の地点における放射線防護の要否や方策について、福島第一発電所内の表面汚染密度と屋外土壌の放射性物質沈着量を比較して論ずること自体、原告ら独自の見解であることから認否の要を認めない。

(オ) 「(5) 小括」(訴状14ページ)について

原告らの主張が、年1ミリシーベルトないし5ミリシーベルトの被ばく線量を基準として健康被害の可能性の有無が異なるという趣旨であれば否認ないし争う。前記のとおり、原告らの指摘する各線量は、労災認定や被爆者認定の手続のために定められたものであって、医学的な経験則を定めたものではない。

ウ 「3 低線量被ばくの危険性」(訴状15ないし19ページ)について

低線量被ばくによる健康影響の有無については、被告国第2及び被告国の平成29年5月12日付け第6準備書面(以下「第6準備書面」という。)において、「国際的な合意に基づく科学的な知見によれば、臓器の機能障害等の確定的影響は、特定の臓器に関するしきい値を超える被ばくがあった場合や、少なくとも100mSvを超えた場合でない限り、認められないと考えられている。また、がん発症の確率的影響についても、少なくとも100mSvを超えない限り、がん発症のリスクが高まるとの確立した知見は得られていないし、2007年勧告等で述べられているLNTモデルも、飽くまで科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生サイドに立った判断として採用されているものに過ぎないことが明言されているものである。」と主張したとおりであり、これ以上の認否の要を認めない。

エ 「4. 内部被ばくの危険性」(訴状20ページ)について

(7) 「(1) ICRPの考え方」(訴状20ページ)について

認める。

(4) 「(2) 内部被ばくと外部被ばくの相違点」(訴状20ページ)について

原告らの主張する「無用な被ばく」が具体的に何を意味するのか明らかでないため、内部被ばくの影響についての原告らの意見又は評価については、認否の限りでない。

オ 「5 子どもの放射能に対する感受性」(訴状20、21ページ)について

## (7) 第1段落について

原告らの指摘する法令の内容は認める。ただし、原告らの指摘する法令における線量限度は、「防護の最適化の原則」に基づいて定められた計画被ばく状況における放射線防護の基準であって、安全と危険の境界を示す線量ではない(被告国第2準備書面第3の2・30ないし33ページ)。

## (イ) 第2段落について

原告らの意見又は評価にわたるものであり、認否の限りでない。

## (3) 訴状「第3 放射性物質による健康被害の現実化」(訴状21ないし24ページ)について

## ア 「1 検査の重要性」(訴状21ページ)について

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律13条1項の内容は認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであり、認否の限りでない。

## イ 「2 不十分な検査と異常な甲状腺検査結果」(訴状21, 22ページ)について

第1文につき、福島県県民健康調査が、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる県民の健康増進につなげていくために、平成23年6月から全県民を対象として実施している調査であること、同調査において甲状腺検査が実施されていることは認める。

第2文、第3文につき、福島県県民健康調査の甲状腺検査の第1回の検査として、平成23年から平成26年3月までの間に、震災時に福島県在住でおおむね18歳以下であった全県民を対象に甲状腺の状態を把握するための先行検査が行われたこと、同先行検査の結果、一次検査では、対象

者36万7637人のうち30万0472人が受診し、そのうち二次検査対象者2293人のうち2130人が二次検査を受診し、そのうち116人が「悪性ないし悪性疑い」の判定となったこと、そのうち102人が手術を受けたことは認める。

第4文につき、福島県県民健康調査の甲状腺検査の第2回の検査として、平成26年4月から平成28年3月までの間に、先行検査の対象者に加え、平成23年4月2日から平成24年4月1日の間に出生した県民を対象に、先行検査と比較するための本格検査が行われたこと、同本格検査の結果、一次検査では、対象者38万1244人のうち27万0540人が受診し、そのうち二次検査対象者2227人のうち1874人が二次検査を受診し、そのうち71人が「悪性ないし悪性疑い」の判定となったこと、そのうち52人が手術を受けたことは認める。

第5文のうち、「『悪性疑い』とは細胞診で悪性と診断されたケースをいうのである」との点は、否認する。「細胞診の結果、『悪性』もしくは『悪性疑い』と判定される」（乙B第18号証の2・118、125ページ）が正しい。また、「9割以上の確率で『悪性』であるとみななければならない」との主張は趣旨が不明であり、認否することができない。

第6文は、小児甲状腺がんの発症率が「100万人に1～2人」であるとの前提につき、当該発症率は臨床症例が発現して手術をした症例やがん登録による報告がされた症例であるとの趣旨であれば認める。

第7文は、原告らの意見又は評価にわたるものであり、認否の限りでない。なお、県民健康調査のような健常者のマススクリーニングの結果と上記臨床症例が発現して手術をした症例やがん登録による報告がされた症例とを比較するのが相当でないことは、被告国第6準備書面第4の2(2)(19ページ)で述べたとおりである。

第8文は、相被告福島県が、平成28年3月になされた福島県県民健康

調査中間取りまとめにおいて、先行検査において発見された甲状腺がんについては、被ばく線量がチェルノブイリ原子力発電所事故と比べて総じて低いこと、被ばくからがん発見までの期間がおおむね1年から4年と短いこと、事故当時5歳以下からの発見はないこと、地域別の発見率に大きな差がないことから、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと判断したことは認める。

第9文、第10文は、原告らの意見又は評価にわたるものであり、認否の限りでない。ただし、小児甲状腺がんの発症率が100万人に1～2人という点は、臨床症例が発現して手術をした症例やがん登録による報告がされた症例であるとの趣旨であればおおむね認めるが、県民健康調査のような健常者のマスキングの結果と比較すべきでないことは、被告国第6準備書面第4の2(2)(19ページ)で述べたとおりである。

ウ 「3 甲状腺がん以外の健康被害」(訴状22、23ページ)について

第1文は、原告らの意見又は評価にわたるものであり、認否の限りでない。

第2文、第3文は、原典が明らかでないことからいずれも不知。

第4文は、認める。なお、正確には、南相馬市立総合病院副院長・広島大学客員教授及川友好氏は、平成25年5月8日の衆議院第183回国会東日本大震災復興特別委員会において、柿沢未途委員の「先ほど、脳卒中が五十代、六十代は1.4倍、三十代で3.4倍、これはやはりちょっと衝撃的な数字だと思うんです。ストレスがあつたり、さまざまなこれまでの生活の困難が影響しているのかもしれませんが、また、場合によっては放射線がもたらす何らかの影響があるのかもしれませんが。そういう意味で、この状況を、もちろん学問的に分析はまだ十分できているのかどうかわかりませんが、どういふふう背景を見ておられるのか。」との問いに対し、「まず、最初に正確なところを、先ほどの柿沢先生のお話はちよっ

と違いますので、六十五歳以上の高齢者において脳卒中発症率が1.62倍、三十五歳から六十四歳までの壮年者で3.43倍、震災前と比べて発症率が上がっております。これはレセプトデータといいまして、病院を訪れた人たちのレセプトデータから拾い上げた数字です。補正をかけなければいけませんから、これが最終的なデータではありませんが、実際に臨床、医療をしておりますと、確かに、脳卒中の患者さんが多くなったというような印象を受けております。後日、きちんとしたデータを出したいと思っております。二つ目の御質問ですが、これらに対する原因は何だということなんですが、脳卒中の発症率の基本的な考え方は、基礎疾患がございます。高血圧、糖尿病、高脂血症、肥満、喫煙、アルコール、こういうものが脳卒中を有意に発症させる原因となっております。とすれば、我々の地域において、これらのことが有意に悪化しているということが予測されます。これはまだデータは持っておりませんが、今後検討の課題でございますが、例えば、薬、服薬がきちんできなくなって高血圧が悪化する。食生活の変化によって糖尿病や高脂血症の症状が悪化する。避難所または仮設住宅に入っていることによって、アルコール、つまりアルコール中毒ですね、依存症の患者さんがふえる。そういう方たちが、むしろ若年層ですね、壮年層、三十五歳から六十四歳の働き盛りの年齢層に起こっているのではないかとということが十分に示唆されるデータだと思っております。」と述べたものである。

第5文、第6文は、いずれも認める。

第7文は、原告らの意見又は評価にわたるものであり、認否の限りでない。なお、原告らが福島第一発電所事故に起因する放射線被ばくによる健康影響として心不全及び脳卒中が発生していると主張する趣旨であれば、いずれも否認ないし争う。

エ 「4 徹底した検査と調査の必要性」(訴状23ページ)について

原告らの意見又は評価にわたるものであり、認否の限りでない。なお、被告国は、放射線被ばくの健康影響や放射線防護に関する国際的なコンセンサスを踏まえた対応を行っている(乙B第6号証1ないし3ページ参照)。

オ 「5 国連人権理事会特別報告」(訴状23ページ)について

第1文、第2文は、甲D第10号証の証拠説明をする趣旨と解した上で、いずれも認める。

第3文は、否認ないし争う。グローバー氏の報告書は、独立資格に基づく特別報告者の個人的見解を示したものであり、国連人権理事会の見解を示したものではない。もとより、同氏は、放射線に関する専門家ではないと解される上、同報告書中には放射線に関する事実誤認も散見されるところである。被告国は、ウェブページ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/page3\\_000237.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/page3_000237.html))において、同報告書の事実誤認に対する政府のコメントを国民に広く公開するとともに、同氏の年間1ミリシーベルトの放射線被ばくに対する健康影響への考え方が科学的根拠に乏しく、その考え方を受け入れることはできないことも科学的見地から指摘しているところである。

カ 「6 仙台高裁決定」(訴状24ページ)について

仙台高裁平成25年4月24日決定(甲B第29号証)の存在は認める。

キ 「7 小括」(訴状24ページ)について

いずれも否認ないし争う。

(4) 「第4 チェルノブイリ原発事故からの教訓」(訴状24ないし29ページ)について

ア 「1 事故の隠ぺいと対策の放置」(訴状24、25ページ)について

第1文は、認める。

第2文以下のうち、1986年4月27日にチェルノブイリ原子力発

電所から3.5キロメートル付近のプリピャチ市住民の、また、同年5月2日に同発電所から30キロメートル圏内の住民の各避難が行われたことは認め、その余は不知。

イ 「2 ソ連政府による措置とチェルノブイリ法の制定」(訴状25ページ)について

ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ウクライナにおいて、社会防護に関する法律が制定されたことは認め、その余は不知。

ウ 「3 チェルノブイリ法の概要」(訴状25, 26ページ)について

上記(2)ア(オ) b に述べたところと同様の理由から、認否の要を認めない。

エ 「4 脱被ばく対策」(訴状26ページ)について

チェルノブイリ原子力発電所事故後、移住のために建てられた家屋数や対国家財政費の支出額等は、本訴訟と無関係であるため、認否の要を認めない。

オ 「5 深刻な健康被害」(訴状26ないし29ページ)について

(ア) 「(1) ベラルーシ」, 「(2) ウクライナ」について(訴状26ないし28ページ)

原告らの指摘する健康被害とチェルノブイリ原子力発電所事故との間に科学的見地からも因果関係が認められているとの趣旨であれば、否認ないし争う。UNSCEAR報告書においては、小児甲状腺がんを除き、同事故における放射線被ばくに係る一般公衆の健康影響の証拠はないとされている。

(イ) 「(3) チェルノブイリからの教訓」(訴状28, 29ページ)について

上記(2)ア(オ) b に述べたところと同様の理由から、認否の要を認めない。

8 求釈明事項3について

求釈明事項3は、請求原因⑥に関するものであると解されるところ、原告らの主張するような「周辺市町村との間」で「SPEEDI計算結果の情報共有」すべき法的職務義務はなく(被告第8準備書面第3・9ないし12ページ)、それゆえ、本件の審理において、「関係道府県のSPEEDIシステムの担当者との打合せ(平成22年6月30日)」(乙C第38号証5ページ)の内容の説明やこれに関する証拠調べは不必要である。

したがって、求釈明事項3に対しては、回答の要を認めない。

以上

## 略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	2	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	3	
福島第一発電所事故	福島第一原子力発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	3	
東電	東京電力株式会社	答弁書	3	
本件地震	東北地方太平洋沖地震	答弁書	3	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	答弁書	4	
地震本部	地震調査研究推進本部	答弁書	5	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	5	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	答弁書	5	
保安院	原子力安全・保安院	答弁書	5	
防災指針	原子力施設等の防災対策について	答弁書	12	
学校その他の教育機関	教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関	答弁書	19	
ICRP	国際放射線防護委員会	答弁書	20	
国賠法	国家賠償法	答弁書	22	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成27年9月7日付け準備書面(5)	第1準備書面	1	
災対法	災害対策基本法	第1準備書面	3	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	第1準備書面	7	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成28年2月12日付け準備書面(8)	第2準備書面	1	
請求原因①	「情報の隠匿の違法」訴状請求原因第3の1	第2準備書面	1	
請求原因②	「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」訴状請求原因第3の2	第2準備書面	1	
請求原因③	「児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法」訴状請求原因第3の3	第2準備書面	1	
請求原因④	「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」訴状請求原因第3の4	第2準備書面	1	

2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告	第2準備書面	5	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告	第2準備書面	6	
1992年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1992年勧告	第2準備書面	20	
1999年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1999年勧告	第2準備書面	22	
原告ら指摘情報	①文部科学省職員が平成23年3月12日から被告福島県と協力して測定したモニタリングカーによる測定結果や独自に測定したモニタリング結果、②文科省や保安院が本件事故当日の16時49分から開始したSPEEDIによる予測計算結果及び③平成23年3月18日と同月20日、米国エネルギー省が同月17日から同月19日にかけて空中測定システムを利用して作成した放射線汚染地図に関する各情報	第2準備書面	34	
4月19日通知	平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について(通知)」	第2準備書面	38	
改正前地方教育行政法	平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第2準備書面	39	
請求原因④-I	「福島第一発電所事故当時の防災指針では、年齢や性別を問わず原発事故による外部被ばくによる実効線量が50ミリシーベルトを超えるときは、コンクリート建屋への屋内退避か避難という指標が定められていたが、同指標は、若年齢者は放射線被害を受けやすいという科学的知見を無視し、原子力災害によって子どもが受ける健康上のリスクを避けることについて何ら顧慮していないのであって、原子力安全委員会がこのような防災指針を策定したことは、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質に照らし、著しく合理性を欠くから、国賠法1条1項の適用上違法である」こと	第3準備書面		1

請求原因④-Ⅱ	「内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発した場合、原子力災害により周辺住民に健康被害が発生する恐れがあるときは、原災法26条1項1号に基づき、関係市町村に住民避難の指示又は勧告を行う義務があったところ、福島県内の住民に安定ヨウ素剤の服用を指示すべきであった平成23年3月15日午前零時の時点までには、少なくとも、福島第一発電所の半径80キロメートル圏内は追加実効線量が年1ミリシーベルトを超えるおそれがあったにもかかわらず、安全な地域への避難指示を出すことを怠った」こと	第3準備書面		1
請求原因②-Ⅰ	「原子力安全委員会は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災指針を策定する職務上の義務があったのに、その義務に違反し、安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標を『性別・年齢に関係なく全ての対象者(原則40歳未満)に対し一律に放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSv』とする不適切な内容の防災指針を策定し、WHOの基準(若年者については甲状腺等価線量10mGy〔被曝国注:10mSv相当〕を推奨)に依拠した見直しも怠り、平成22年8月改訂後も上記指標のまま放置していた」こと	第3準備書面		2
請求原因②-Ⅱ	「原子力災害対策本部長は、避難指示又は屋内避難指示を出した際、遅くとも平成23年3月15日午前零時までには福島県全域の地方公共団体の長に対して住民に安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をすべき義務があったにもかかわらず、これを怠った」こと	第3準備書面		2
I A E A	国際原子力機関	第3準備書面		9
B S S	電離放射線に対する防護及び放射線源の安全に関する国際基本安全基準	第3準備書面		9
安定ヨウ素剤予防服用の考え方	「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用の考え方について」	第3準備書面		11
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第3準備書面		26

原災本部	原災法16条1項に基づき設置された原子力災害対策本部	第3準備書面	28
WHO	世界保健機構	第3準備書面	32
220号事件	福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第220号損害賠償請求事件	第4準備書面	1
原災マニュアル	原子力災害対策マニュアル	第5準備書面	3
現地対策本部	原子力災害現地対策本部	第5準備書面	4
原子力安全技術センター	財団法人原子力安全技術センター	第5準備書面	9
モニタリング指針	環境放射線モニタリング指針	第5準備書面	9
原告ら準備書面(7)	原告らの2015年(平成27年)1月27日付け準備書面(7)	第6準備書面	1
原告ら準備書面(14)	原告らの2016年(平成28年)7月27日付け準備書面(14)	第6準備書面	1
原告ら準備書面(19)	原告らの2016年(平成28年)9月29日付け準備書面(19)	第6準備書面	1
連名意見書	放射線医学, 放射線生物学, 放射線防護学及び放射線疫学等の各分野における専門家17名が連名で作成した意見書	第6準備書面	1
崎山意見書	崎山比早子氏(国会事故調元委員)作成の意見書	第6準備書面	2
被告国第2準備書面	被告国の平成28年5月13日付け第2準備書面	第6準備書面	2
LSS第14報	原爆被爆者の死亡率に関する研究, 第14報, 1950-2003年; がんおよびがん以外の疾患の概要	第6準備書面	8
津田教授	岡山大学の津田敏秀教授	第6準備書面	18
津田論文	岡山大学の津田敏秀教授らによる「2011年から2014年の間に福島県の18歳以下の県民から超音波エコーにより検出された甲状腺がん」と題する論文	第6準備書面	18
高橋意見書	平成28年8月25日付け高橋秀人氏作成の意見書	第6準備書面	18
緊急事態応急対策実施区域	原災法15条2項が定める「緊急事態応急対策を実施すべき区域」	第7準備書面	2
請求原因⑤	「被告国がオフサイトセンターの整備を怠っていたこと」原告ら準備書面(36)4	第8準備書面	1

請求原因⑥	「被告国及び被告福島県は、周辺自治体との間のSPEEDI計算結果の情報共有を怠ったこと」原告ら準備書面(36)4	第8準備書面	1	
オフサイトセンター	福島第一発電所に係る緊急事態応急対策を実施する際の拠点施設	第8準備書面	1	
原災法施行規則	福島第一発電所事故当時の原子力災害対策特別措置法施行規則(平成12年4月5日総理府、通商産業省、運輸省令第2号。ただし、平成20年3月28日文部科学・経済産業・国土交通省令第2号による改正後のもの。)	第8準備書面	3	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第10準備書面	11	
原賠時効特例法	東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律	第10準備書面	11	
現行新しい審査の方針	平成25年12月16日に改正された原爆症認定における「新しい審査の方針」	第11準備書面	15	